

固定資産税の大幅かつ継続的な減税を求める意見書

都心千代田区における地価は下落しているとはいえ、依然として高い水準にあり、固定資産税の過重な税負担が、区民の定住や事業継続の大きな障害となっています。

また、平成6年度に評価額が地価公示価格の7割に引き上げられた一方で、税率は1.4%に据え置きとなっているため、地価動向とは反対に税額が毎年増加する現象も生じるなど、区民の過重な税負担はますます顕著となりました。

固定資産税については、3年ごとに評価替えが行われておりますが、東京都税制調査会の答申にも指摘があったように、地価の下落に見合った形での負担の軽減はなされておらず、適切な負担水準から大きく乖離したまま、平成15年度の評価替えの時期を迎えようとしています。

このように過重な税負担が続く中、安心して生活し、仕事を続け、子どもたちに未来を託したいと願う区民の減税を求める声には切実なものがあります。また、本区の最重要課題である定住人口の回復を図るためにも、固定資産税の大幅な減税が急務となっています。

よって、千代田区議会は、東京都に対し、土地に対する固定資産税評価額は、現在の地価を正しく反映したものとし、固定資産税負担の基準となる固定資産税課税標準を平成5年以前の水準である固定資産税評価額の3割以下に引き下げること、都心区における生活者の実態を踏まえた納税者が納得できる税額となるよう、国に対し固定資産税の大幅減税措置を強く働きかけるよう求めるとともに、今年度、東京都知事の英断により実現された、「小規模住宅用地に係る都市計画税」及び「小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税」のそれぞれの減免措置を次年度以降も継続することを強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出します。

平成14年 9月26日

千代田区議会議長

東京都知事宛